

議案第 6 6 号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の一部改正に伴い、同令を引用する規定に条項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表 63 の項中「第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項」を「第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第 6 条関係)			別表(第 6 条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1～62 省略			1～62 省略		
63	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 11 項又は第 12 項の規定による認定の申請	27,000 円	63	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請	27,000 円
64・65 省略			64・65 省略		
備考 省略			備考 省略		
附表 1～附表 11 省略			附表 1～附表 11 省略		